

最大**450万円**を助成

新たな企業立地支援制度を創設しました！ (都留市産業集積促進助成制度)

産業振興と雇用拡大を目的に企業立地の促進を図るため、都留市でオフィス設置事業を行う事業者に対し、建物・機械設備等の投資経費の一部を助成します。

対象要件

次の要件を全て満たすもの

- ①新たに市内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること
※オフィスとは、市内に事業所を有さない者が顧客に直接に対応する機会が特になく、事務処理、管理業務、人事、経理、法務、財務若しくは総務の業務を行うオフィスをいう。
- ②操業1年以内に常時雇用労働者5人以上増加し、全てが市内に転入すること
- ③山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること

助成率

- ①建物(社宅含む)又は設備機器を取得する場合
➔**投下資産額**(土地分除く)**の1.5%**
(水素製造設備等取得費は**3%**)
- ②建物(社宅含む)又は設備機器を賃借する場合
➔**賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用の合計の15%**(操業開始から3年間・改修費用は初年度のみ)

限度額

- ①建物又は設備機器を取得する場合➔**450万円**
- ②建物又は設備機器を賃借する場合➔**年150万円**